

公示番号：19a01108

国名：キルギス

担当部署：農村開発部 農業・農村開発第一グループ 第二チーム

案件名：一村一品・イシククリ式アプローチの他州展開プロジェクト（施工・調達監理）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：施工・調達監理
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年2月下旬から2021年3月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 1.10 M/M、現地 2.83 M/M、合計 3.93 M/M
- (3) 業務日数：

- ・ 第1次 国内準備 7日、現地業務 40日、国内整理 5日
- ・ 第2次 国内準備 3日、現地業務 30日、国内整理 2日
- ・ 第3次 国内準備 2日、現地業務 15日、国内整理 3日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：1月29日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送  
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)  
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型）>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

([https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2019.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf)) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年2月7日（金）までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ①業務実施の基本方針 16点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- |                   |      |
|-------------------|------|
| ①類似業務の経験          | 46 点 |
| ②対象国又は同類似地域での業務経験 | 8 点  |
| ③語学力              | 10 点 |
| ④その他学位、資格等        | 16 点 |

(計 100 点)

|          |  |
|----------|--|
| 類似業務     | 施設設計・施工に係る各種業務。なお、食品関連施設の設計・施工に係る各種業務の経験を有することが望ましい。 |
| 対象国／類似地域 | キルギス／全途上国  |
| 語学の種類    | 英語   |

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし  
(2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

キルギスは、1991 年のソビエト連邦からの独立後、中央アジア諸国の中でもいち早く市場経済化を推進してきたが、金以外の有力産品がなく、投資環境の未整備から十分な外国投資を誘致できず、天然資源に恵まれた他の中央アジア諸国に比較して経済成長は出遅れている。特に、人口の約 7 割弱が居住する農村・山岳地域では多くの住民が貧困状態での生活を余儀なくされている。

キルギスの地方における主産業である農業は、労働力人口の 3 割以上（地方部では 6 割以上）を占める重要産業であり、ロシアやカザフスタンなどの所得水準の高い消費地が近接することから、キルギス製品の輸出ポテンシャルが高いものの、ソ連崩壊に伴う集団農場制の消失以降、政府による産業振興政策立案・実行能力の不足等、バリューチェーンの未整備、企業家の不足等から、キルギスの地場産品の開発及び農産品の付加価値向上は成功してこなかった。

このような課題に対応するため、JICA は「一村一品アプローチによる小規模ビジネス振興を通じたイシククリ州コミュニティ活性化プロジェクト」（2012 年 1 月～2016 年 1 月）を実施し、イシククリ州においては、生産者と市場をつなぐ役割を果たす中間組織である公益法人（以下、OVOP+1 とする）を設立、同法人による生産組合のサポート体制を核とした地場産業振興モデルを確立した。この成果を踏まえ、2016 年 1 月より「一村一品・イシククリ式アプローチの他州展開プロジェクト」（以下、プロジェクトとする）を開始し、イシククリ州の経験をモデルとして、各州の地場産品の販路開拓を支援する一村一品センターを首都ビシュケクに設置するとともにキルギスの他州において一村一品事業を展開し、キルギス全体の地場産業の振興を支援している。

持続的な地方開発・地場産業振興のためには、OVOP+1 の収益を向上させることにより、安定した経営基盤を築くことが喫緊の課題であり、本事業では特に今後の収益向上が見込まれる農産品を活用した食品加工品の開発、販路拡大や輸出に向けた生産者の加工/調理技術の向上に取り組んできた。これまでの支援により、いくつかの地場

の農産物を利用した商品開発、ヒット商品を生み出すことに成功したが、生産者組合による食品の生産体制は依然脆弱で、市場から求められる商品量を生産するために効率的な生産体制の構築は喫緊の課題である。また 2015 年にキルギスがユーラシア経済同盟 (EAC) に加盟した影響から、輸出品の食品加工場に対しては、HACCP 取得が義務付けられるようになり、今後の産業発展のためには HACCP に対応した食品加工施設による衛生・品質管理に配慮した商品生産が不可欠である。

これらの課題に対応するため、プロジェクトでは、食品加工施設の設置のため、本オフィスビルの改修工事を計画している。また、現状 OVOP+1 がフェルト製品の加工や商品の試験、保管場所等として利用しているスペースも事業拡大に伴って手狭となっており、食品加工施設に合わせて改修工事の実施を予定している。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、本事業における食品加工工場の重要性、HACCP システム、JICA 環境社会配慮ガイドライン、キルギス事務所による現地調達の手続き、キルギスにおける改修工事に関連する各種法令等を十分に把握のうえ、JICA キルギス事務所と協議・調整しつつ、同事務所が実施する改修工事の施工業者選定のための調達監理に対し、技術的な支援を行うとともに、プロジェクトと施工監理計画、施工スケジュール、施設の仕様・レイアウト等の詳細について協議・検討する。

具体的な業務内容は以下のとおり。

### (1) 国内準備期間 (2020 年 2 月下旬～3 月中旬)

- ① 既存の JICA 報告書等を参照し、プロジェクトの進捗や食品加工場建設の経緯等を把握する。
- ② JICA 農村開発部及び JICA キルギス事務所と連絡・調整の上、現地施工業者の類似施工実績、実施体制、資機材等の調達事情 (調達国、輸送ルート、輸送手段、輸送コスト、通関・免税措置、商習慣、関係法規、アフターサービス体制、自国保険主義の有無等)、施工におけるキルギスの法規制や許認可制度を確認し、キルギスにおける施工事情を把握する。
- ③ ①および②を踏まえ、JICA およびプロジェクトが準備中の改修工事内容・入札図書(案)を HACCP 及びユーラシア経済同盟(EAEU)に定められた基準とも照らしてレビューし、現地における業務および技術支援内容を整理する。
- ④ 現地業務工程表(案)を含むワーク・プラン(和文)を作成し JICA 農村開発部による確認ののち提出する。併せて、JICA キルギス事務所にもデータを送付する。

### (2) 第 1 次現地業務期間 (2020 年 3 月下旬～5 月上旬)

- ① 現地業務開始時に、JICA キルギス事務所、プロジェクトにワーク・プランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② プロジェクト専門家、OVOP+1 スタッフ等との打ち合わせ、ヒアリング、改修工事サイトの踏査により、サイト状況、施工内容を把握する。国内作業中のレビュー結果および現地踏査結果を踏まえ、必要に応じアジェンダ案を作成する。
- ③ OVOP+1 の協力を得て、関心業者に対する現場説明会を必要に応じて開催する。

- ④ 業者から提出された入札図書に対する質問について、JICA キルギス事務所が発出する回答案の作成を支援するとともに、必要に応じ、アデンダ案を作成する。
- ⑤ JICA キルギス事務所が開催する入札会に参加し、技術的な側面から支援する。
- ⑥ JICA キルギス事務所による入札評価をプロジェクトとともに技術的な側面から支援する。具体的には、主に以下の事項につき、応札書類について技術的な評価を行う。

(ア) 応札業者の資格審査

- a) 企業形態
- b) 財務状況
- c) 工事実績
- d) 技術者数

(イ) 応札書類の技術審査

- a) 工程計画
- b) 施工要員計画
- c) 工法計画
- d) 建設資機材投入計画
- e) その他入札書類で定める事項

(ウ) 応札金額の分析

予定価格と応札金額の比較分析による応札金額の妥当性の検討

- ⑦ ⑥の評価結果に基づき、入札評価報告書（案）の技術評価に関する部分を作成するとともに、入札評価報告書（案）全体のとりまとめに協力する。
- ⑧ JICAキルギス事務所による応札業者との契約交渉を補佐し、入札評価結果等に基づき、主として技術的事項に関する確認を行う。
- ⑨ JICAキルギス事務所と施工業者との契約書にて規定される仕様書、設計図等に基づき、工事用資機材調達、工事全体の詳細工程、施工計画等について契約業者と協議のうえ、同結果を書面にて取りまとめる。
- ⑩ その他、工事全体に関しJICAキルギス事務所と契約業者との間で調整が必要な事項について、JICAキルギス事務所を支援する。
- ⑪ JICAキルギス事務所に現地業務結果を報告する。

なお、④以降の業務については、アデンダ状況に応じて一部の業務を（3）第一次国内整理期間中の対応となることもありうる。

(3) 第1次国内整理期間（2020年5月上旬～5月下旬）

- ① (2) 第1次現地業務内容に関連し、JICA キルギス事務所と契約業者との間で調整が必要な事項について、JICA キルギス事務所を支援する。
- ② 第1次派遣の現地業務結果報告書（和文）をJICA 農村開発部に提出し、報告する。

(4) 第2次国内準備期間（2020年6月上旬～中旬）

第2次派遣に係るワーク・プラン（和文）を作成、JICA 農村開発部による確認の後提出する。併せて、JICA キルギス事務所にもデータを送付する。

- (5) 第2次現地業務期間(2020年6月下旬~7月下旬)
- ① 現地業務開始時に、JICA キルギス事務所、プロジェクトにワーク・プランを提出し、業務計画の承認を得る。
  - ② プロジェクト専門家、OVOP+1スタッフ、施工業者との打ち合わせ、ヒアリング、工事サイトの踏査、各種施工関連資料、検査資料の確認等により、施工進捗ならびに施工品質を確認する。
  - ③ 建築資材の品質、コンクリート強度の確認等、重要な施工管理について事前に確認した管理手法のとおり検査等の実施状況・内容を確認し、技術的なアドバイスをを行う。
  - ④ 完工までの施工スケジュール、特に無雪期/非厳冬期までに実施すべき工事、工程について確認を行い、必要に応じて工程見直し等の助言を行う。
  - ⑤ ②~④の業務を通じ、工事契約に関し JICA キルギス事務所と業者との間で調整が必要な事項等があれば、JICA キルギス事務所に助言、支援する。
  - ⑥ JICA キルギス事務所に現地業務結果を報告する。
- (6) 第2次国内整理期間(2020年7月下旬~8月上旬)  
第2次派遣の現地業務結果報告書(和文)を JICA 農村開発部に提出し、報告する。
- (7) 第3次国内準備期間(2021年1月上旬~下旬)
- ① 業者から提出されてた施工報告書等を確認し、施工進捗を把握、竣工検査の進め方を提案する。
  - ② 第3次派遣に係るワーク・プラン(和文)を作成、JICA 農村開発部による確認の後提出する。併せて、JICA キルギス事務所にもデータを送付する。
- (8) 第3次現地派遣期間(2021年1月下旬~2月上旬)
- ① 現地業務開始時に、JICA キルギス事務所、プロジェクトにワーク・プランを提出し、業務計画の承認を得る。
  - ② JICA キルギス事務所が実施する竣工検査に立ち会い、技術的なアドバイスをを行う。
  - ③ 第3次派遣の現地業務結果報告書(和文)を JICA キルギス事務所に提出し、報告する。
- (9) 帰国後整理期間(2021年2月上旬~2月下旬)  
専門家業務完了報告書(和文・英文)を作成し、監督職員に報告する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

### (1) 業務ワークプラン(全体及び各派遣時)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

和文3部(JICA 農村開発部、JICA キルギス事務所、プロジェクトへ各1部)

### (2) 現地業務結果報告書

各派遣時及び派遣終了時。和文。提出部数は以下のとおり。  
和文 3 部（JICA 農村開発部、JICA キルギス事務所、プロジェクトへ各 1 部）

(3) 専門家業務完了報告書（和文 3 部、英文 3 部）

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文・英文）を作成し、2021 年 2 月 26 日までに JICA 農村開発部及びキルギス事務所に提出し、報告する。  
体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒モスクワ⇒ビシュケク⇒モスクワ⇒日本、もしくは日本⇒ソウル⇒アルマトイ⇒ビシュケク⇒アルマトイ⇒ソウル⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は 2。契約予定期間等に記載の数値を上限とします。なお、改修工事は 2020 年 4 月に契約締結、2021 年 2 月までの約 10 か月の工期を見込んでいますので、この期間に合わせた提案をお願いします。なお、第 1 次現地業務期間において、各種調査及び確認の結果、施設改修の内容及びスケジュールに大きな変更を生じた場合には、第 2 次業務以降の業務内容に大幅な変更が生じ得る可能性があります。

② 現地での業務体制

本業務には長期専門家 4 名（チーフアドバイザー・商品開発・営業渉外、サブチーフ・コミュニティビジネス振興、商品開発・営業渉外（2）、業務調整）が従事しています。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

便宜供与あり

イ) 宿舎手配

便宜供与あり

ウ) 車両借上げ

便宜供与あり

エ) 通訳備上

プロジェクトスタッフが日／英⇒露／キルギス語の通訳を対応

オ) 現地日程のアレンジ

便宜供与あり

カ) 執務スペースの提供

OVOP+1 における執務スペース提供（ネット環境完備予定）

## (2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当 JICA 農村開発部第一グループ第二チーム (TEL:03-5226-8443) にて配布します。

- ・プロジェクトモニタリングシート
- ・改修工事概要

また、プロジェクトの活動については、以下のURLで参照可能です。

[https://www.jica.go.jp/publication/mundi/1808/201808\\_04.html](https://www.jica.go.jp/publication/mundi/1808/201808_04.html)

②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」  
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

## (3) プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションの実施は予定していません。

## (4) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA キルギス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結するため、年度を跨る現地業務・国内業務を実施可能です。また、会計年度毎の精算は不要です。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上